

国税の猶予制度について (国税庁)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方を対象とした国税の特例猶予について、本年2月1日に期限を迎えますが、その後も現行の猶予制度をご活用いただけます。

現行の猶予制度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が困難な場合、税務署に申請し所定の要件に該当すると1年間の猶予が認められます。

詳しくは下記をご覧ください。

○ [国税の猶予制度に係るリーフレット（国税庁HP）](#)